

定期預金『スーパーV』 定期預金『スーパーV』（自動継続型）規定

1.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第6条第4項各号のいずれかにも該当しない場合に利用することができ、第6条第4項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2.（預金の支払時期）

- (1) 定期預金「スーパーV」は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日以降の任意の日に、利息とともに支払います。
- (2) 前第1項による預金（一部解約を行った場合は、その解約後の預金残金。以下同様とします。）は、預入日の6か月後の応当日から通帳(証書)記載の満期日までの間に、次の範囲で元金の一部を1万円以上1円単位の金額にて一部解約することができます。
 - ① この預金の元金金額が300万円を超える場合、元金金額のうち300万円を超える金額部分
 - ② この預金の元金金額が300万円未満の場合、元金金額のうち任意に指定した金額部分

3.（自動継続）

- (1) 定期預金「スーパーV（自動継続型）」は、通帳(証書)記載の満期日に通帳式の「スーパーV（自動継続型）」に自動的に継続します。継続後の預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。

4.（利息）

4-1 定期預金「スーパーV」の利息

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日（通帳(証書)記載の満期日以後に支払う場合には満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、一部解約を行う場合のこの預金の利息は、一部解約を行う元金部分について、一部解約時に預入日から一部解約日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、一部解約を行う元金とともに支払います。

 - ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上2年未満
 - ③ 2年以上3年未満
 - ④ 3年以上4年未満
 - ⑤ 4年以上5年未満
 - ⑥ 5年
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合、第6条第3項または第4項の規定により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合にはその利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、第6条第3項または第4項の規定により預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合にはその利息は、前第1項により計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

4-2 定期預金「スーパーV（自動継続型）」の利息

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時、一部解約を行うときは一部解約時）に預入日から満期日（解約するときは解約日、一部解約を行うときは一部解約日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算します。

ただし、一部解約を行う場合のこの預金の利息は、一部解約を行う元金部分について、一部解約時に預入日から一部解約日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、一部解約を行う元金とともに支払います。

 - ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上2年未満
 - ③ 2年以上3年未満
 - ④ 3年以上4年未満
 - ⑤ 4年以上5年未満
 - ⑥ 5年
- (2) 継続後の預金についても前第1項と同様の方法によります。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金するか、または元金に組入れて継続します。
- (4) 解約または一部解約を行うときのこの預金の利息は、解約または一部解約する元金とともに支払います。
- (5) 継続を停止し、満期日以後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
- (6) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合、および第6条第3項または第4項の規定により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合にはその利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

なお、第6条第3項または第4項の規定により預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合にはその利息は、前第1項により計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割りで計算します。

5.（取引の制限等）

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネーローダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネーローダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたときと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

6.（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約、一部解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳(証書)とともに取引店に提出してください。

但し、当行で所有するタブレット端末で受付し、解約により払い戻した資金をこの預金と同一店舗、同一預金者の普通預金口座に振替入金する場合に限り、入金する普通預金口座のキャッ

シュカードおよび定期預金の通帳を提出し、画面表示等の操作手順に従って、定期預金の口座番号、預金番号、普通預金口座の届出の暗証番号その他の事項を正確に入力してください。

この場合、払戻請求書を提出する必要はありません。(法人名義の預金および証書式定期預金は除く)

- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金および通帳(証書)を当行の承諾なく、譲渡または質入れした場合。
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④ 法令で定める本人確認等における確認事項、および第5条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
- ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ⑥ 第5条に定める取引等の制限が、1年以上に渡って解消されない場合
- ⑦ 第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

- (4) 前項のほか次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他 A から D に準ずる行為

7. (本規定の変更)

- (1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。
 - ① 契約者の一般の利益に適合する場合
 - ② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合
- (2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日をインターネット等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。
- (3) 第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には、1ヶ月以上の相当な期間を置くものとします。

以上

2020年9月1日現在